

## 5

## 住宅及び生活環境の整備

## (2) 簡易水道

- 移住・定住を促進するため、土地利用計画に基づく総合的な視点で、新たな住宅政策に関する方針を策定する。【村】
- 老朽化した小笠原住宅の建替えについては、都と小笠原村の適切な役割分担のもと、定住の促進、省エネ設備や太陽光発電の導入等による居住環境や環境性能の向上及び自然環境に配慮した住まいづくりを目指し、計画的に推進する。【都・村】
- 都、村及び東京都住宅供給公社が協定に基づき、先導的事業として父島において、移住・定住の促進を図るため、賃貸住宅の建設を進めている。この公社住宅については、令和7(2025)年3月入居開始に向け、計画的に建設を進めるとともに、整備や管理面などの検証を行っていく。【都・村】
- 優遇的外来種のイエシロアリによる住宅等への被害を防除するため、父島では「人とシロアリとの住み分け」、母島では「根絶」を目指し、関係機関が連携して総合的な対策を強化していく。【都・村】



清瀬アパート(父島)



清瀬アパート南棟(完成イメージ)

沖村アパート(父島)  
沖村アパート(完成イメージ)

- 父島・母島とも浄水場の更新が完了した。今後は安心安全な水道水供給を目指し、管路施設の整備を実施する必要がある。
- 父島・母島においては、ダム以外の水資源がなく、堆砂除去やダムの長寿命化整備を実施する必要がある。
- 小笠原諸島では過去に繰り返し深刻な海水が発生していることから、その対策に引き続き取り組む必要がある。



ダムしむねせつ状況

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
老朽管(海水送配水管)更新			工事		
父島・母島ダム改良 (しめんせつ含む)				工事	
海水淡水化装置の配備				継続	
計画的な船頭整備・維持管理への支援				継続	

- 父島・母島における老朽化著しい海水送配水管(ダクトタイル鋼鉄管)を耐震仕様管(パリエチレン管)へ更新する。【村】
- 清水に必要な安定水流量確保のため貯水施設の整備や各ダムの改良等の検討、また乳房ダム、連珠ダムについてはしゅんせつを検討する。【村】
- 父島・母島に導入した海水淡水化装置により、海水時など緊急時に備えた対策を継続して行っていく。【都・村】
- 良質な水の安定供給のため、津波対策や海水対策等を考慮した計画的な水道施設整備及び維持管理を行っていくための指導・助言等を行っていく。【都】



耐震仕様管布設状況

## 5

## 住宅及び生活環境の整備

## (3) 生活排水処理

生活排水の処理については復帰当初、一島一集落の基本方針により、集落内の地域の屎処理施設（コミュニティ・プラント）の整備が進められてきた。コミュニティ・プラント整備区域以外においては、既存浄化槽の更新や新築住宅への合併処理浄化槽の設置を推進してきた。現在、小笠原村の水洗化率は100%となっている。

平成元（1989）年度から父島の島浦地区が第二集落に指定され、新たな集落整備が進みできたため、平成16（2004）年度から、市町村設置型の合併処理浄化槽設置方式による整備を実施している。

## 現状と課題

- 生活排水処理施設の計画的な修繕を進めているが、塗装、強烈な紫外線などにより、施設の老朽化の進行が著しい。
- コミュニティ・プラント整備区域以外では、浄化槽の整備を推進していく必要があるが、浄化槽の年間整備基数が0～2基程度と少ない上、個人の建築計画に左右される。



## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
母島中継パンプ所改良工事		工事			
母島し尿処理施設改修更新				設計・工事	
浄化槽整備				維持	

- 母島の沖村中継パンプ所の改修更新及び運転管理体制システム更新事業を実施する。汚泥の有効利用についても肥料としての農業利用を推進し、環境負荷の低減を図る。【下】
- その他の区域（合併処理浄化槽整備区域）については、計画的な合併処理浄化槽の設置を推進し、適正な維持管理を行う。【上】



母島し尿処理場管理棟：外壁劣化部



母島中継パンプ場：パンプ所劣化状況

## 5

## 住宅及び生活環境の整備

## (4) ごみ処理

ごみ処理については、父島にクリーンセンター（焼却施設）、母島にリーセンター（中継施設）を整備し、焼却施設は、父島の管理型処分場で埋立処分を行っている。また、島しょ部ならではの不利性を抱えながらも、資源物は分別収集を行い、島外のリサイクル業者へ搬出し、ごみの減量化や資源の有効活用を行っている。

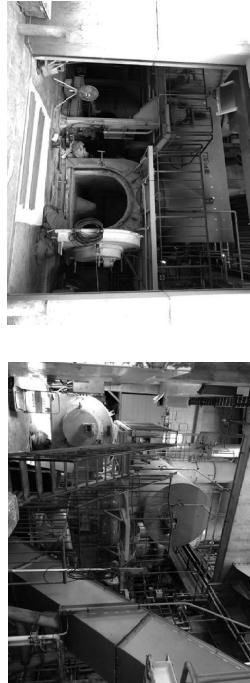
	小笠原村	都全体	島しょ部全体*
令和3(2021)年度リサイクル率	31.4%	24.4%	15.4%

出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査（令和3年度）」

\*小笠原村を含む都内島しょ部

## 現状と課題

- 環境負荷の低減や既存焼却施設の負担軽減、リサイクル品の海上輸送費削減のため、引き続きごみ減量化を図る必要がある。
- 更なるごみ減量化のため、ごみの資源化を一層推進する新たな取組が必要である。
- リサイクルを実施するためには本土まで海上輸送する必要があり、輸送コストが大きな負担となっている。
- 父島クリーンセンターは老朽化が進行しており、ごみ処理施設の更新・整備について検討する必要がある。



父島クリーンセンター機械式バッチ炉

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
新焼却炉の更新準備			検討・調査		
住民の意識啓発・ごみの減量化・資源の有効活用の徹底			継続		
焼却施設の改修			継続		

- 本土との広域連携により離島においても持続可能な循環型社会の構築を目指し、住民の意識啓発に努めながら、ごみの減量化及びリサイクル率の向上を図る。【村】
- 同類農業を島内で有効活用する仕組み作りや、プラスチック類などの本土への搬出を検討する。【都】
- リサイクルの推進等に対する支援を行い、リサイクル率の向上に努めていく。【都】
- 今後のごみの減量化や広域連携の進歩を考慮しながら、焼却施設の更新計画やリサイクル拠点となる施設の整備について検討を進める。【村】



分別作業の様子



母島リーセンター

## 6

## 保健衛生の向上

住民の健康の維持、疾病の予防等を図るため、各種法令に基づき、健康診査や母子保健、疾病予防等の保健衛生事業を総合的に進めている。

また、小笠原村の人口規模や地理的特性等の地域の実情を踏まえつつ、医療や福祉との連携を図っている。さらに、特定健診等の健康診査やその結果に基づく保健指導、健康相談のほか、妊娠健診や育児医学級等の母子保健、法定予防接種の実施や注意予防接種の 接種等の疾病予防に取り組んでいる。

その他、令和4（2022）年度を初年度とする「小笠原村健康増進計画（小笠原村食育推進計画）」を策定し、ウォーキングマップを活用したウォーキングイベントを開催するなど生活習慣病の予防のための健康教室等を実施しているほか、広報誌を利用して健康に関する情報を提供するなど、住民の健意識の啓発に努めている。



ウォーキングイベントの様子

## 現状と課題

- 市町村国保における特定健康診査実施率から、総じて住民の健意識は高い一方で、市町村国保における特定保健指導実施率は全国平均を下回っていることから、引き続き健康増進に向けた高い意識を維持する環境を整備していく必要がある。
- 小笠原村では、人材や機材等が限られているため、健康増進法（平成14（2002）年法律第103号）に基づく健康診査・保健指導等の実施体制が不十分であり、受診機会に恵まれていない。そのため、都は、健康診査の対象年齢を引き下げるとともに、健康診査及びかん検診の検診班の招へいの支援により、受診機会の確保に努めている。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
健康増進のための情報提供等の実施				継続	
保健師確保・定着支援の強化			継続		
健診検査・検診班の招へいへの支援			継続		

- 小笠原村健康増進計画（小笠原村食育推進計画）等に基づき「医療・福祉との連携体制」の強化を図りつつ、健意識への意識の向上・啓発、健康管理や検査の受診率向上に関する情報の提供、住民の健康を増進する体制を構築していく。【都・村】
- 安定的な保健活動の継続化に向け、小笠原村の保健師の確保・定着のため、引き続き保健師の人材育成等の支援を行う。【都】
- 健康増進法に基づく健診査の対象年齢の引下げや、本土からの検診班の招へいの支援により、引き続き受診機会の確保を図っていく。【都】

区分	特定健康診査実施率	特定保健指導実施率
全国(市町村国保)	37.5%	28.8%
小笠原村	66.1%	8.9%

出典：厚生労働省「2022年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況」

## (1) 高齢者・障害者福祉

小笠原村の高齢化率は、17.2%（令和6（2024）年1月1日現在）と全国の約29%と比べると低いものの、高齢者の数は年々増加しており、また、要介護者の数も増加していることから、今後、本格的な高齢社会を迎える。  
 高齢者福祉においては、在宅での福祉サービスを中心とした施策を展開してきている。  
 父島・母島ともに、在宅福祉サービスの拠点となっている高齢者在宅サービスセンターを整備しており、父島では、在宅での介護が困難な高齢者に对应するため、村営の有料老人ホームを整備している。  
 都は、介護保険サービスの確保が困難な離島地域において介護保険サービスの提供体制の充実を図るために、「離島等サービス確保対策検討委員会」を設置し、小笠原村など離島町村における地域の特性に応じた具体的な方策を検討している。



有料老人ホームの施設内

## 現状と課題

- 小笠原諸島の持つ地理的な特性、効率性や採算性の問題等から、本土に比べて介護保険サービス事業者の参入が進みにくい状況であり、介護保険サービスを含め、高齢者のニーズや状況に則したサービスが十分であるとはいえない。
- 小笠原村では、介護・障害福祉サービスの提供体制が不十分なこともありますし、住民は本土で各種サービスを受ける必要があるため、交通費等の経済的負担が大きい。
- 専門性を要する介護・福祉人材が慢性的に不足しており、サービスの充実を図る上で課題となっている。
- 島内では障害者が就労可能な職種が限られており、就労支援も限定期である。

## 今後5年間の取組

具体的な取組	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
離島等サービス確保対策検討委員会における検討				継続	
介護サービス基盤整備の支援				継続	
交通費等の負担軽減の支援				継続	
介護人材の確保・資質向上				継続	
障害者が地域で安心して暮らせる基盤整備の支援				継続	

- 「離島等サービス確保対策検討委員会」における具体的な方策の検討及び委員会から提示された事業について、引き続き村において実情に応じた事業を試行的に実施するなど、介護保険サービスの確保を図る。【都・村】
- 必要な介護サービス基盤の整備を促進し、小笠原村の特性に応じた施策の展開を支援していく。【都】
- 本土で高齢者・障害者福祉や介護の各種サービスを受けざるを得ない住民に対する交通費等の負担軽減のための支援を行う。【都】
- 介護人材の確保及び資質向上を図るため、地域のニーズに合わせた研修等の取組を支援していく。【都】
- 障害者が自立した生活を送れるよう、就労支援の充実を図る。【都】
- 障害者が地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するため、地域生活基盤整備の取組を支援する。【都】